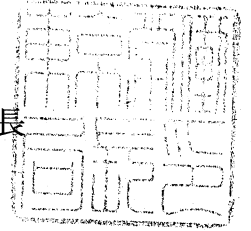


東労発基 0816 第 1 号
令和 5 年 8 月 16 日

建設業労働災害防止協会
東京支部長 松井隆弘 殿

東京労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、東京労働局管内における労働災害は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。しかしながら、本年 7 月以降、建設業においては、一月あまりで熱中症及び墜落等により 6 件の死亡労働災害が発生しており、憂慮すべき状況となっています。

また、死亡災害発生状況を見ますと、墜落の危険がある作業であるにもかかわらず、墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を行わず建物や足場等の高所から墜落したもの、暑さ指数に基づく対策がなされず熱中症により亡くなったものなど、基本的な安全衛生管理の取組が徹底されていない状況が認められます。

当局では、令和 5 年度を初年度とした第 14 次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85% 以上とする」「熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる」といったアウトプット指標のもと、「建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15% 以上減少させる」「熱中症による死亡者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる」ことをアウトカム指標として取組を行っているところです。

つきましては、第 14 次東京労働局労働災害防止計画の趣旨等をご理解の上、建設業の労働災害の防止を図るため、特に下記の事項について、労働安全衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

記

- 1 死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信
- 2 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- 3 墜落・転落災害防止対策の徹底
- 4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底
- 5 熱中症予防対策として暑さ指数に基づく管理及び状況に応じた休息



建設業の死亡災害増加中

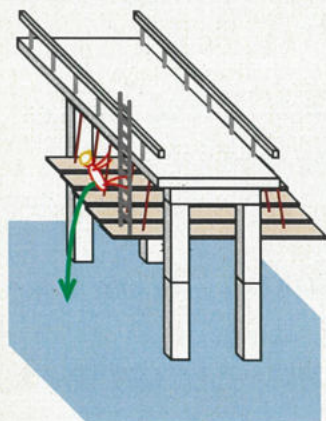
東京労働局管内で発生した令和5年の労働災害による死亡者数について、前年に比べ大幅に減少していますが、8月10日現在、7月以降に8名の方が亡くなり、このうち建設業での死亡者数が6名となっております。

また、発生した死亡災害のうち、高所からの墜落等によるものが3件、熱中症によるものが3件となっており、墜落転落災害では墜落制止用器具や保護帽の使用が必要であったにもかかわらず墜落制止用器具や保護帽を装着していなかったもの、熱中症では暑さ指数に基づく対策がなされていなかったものが見られます。

これらの災害は「基本的なルールを守っていなかったもの」や、「安全性の検討を十分に行わずに作業を行った結果発生したもの」であり、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところです。

つきましては、建設現場における労働災害防止対策を推進する上で特に留意すべき事項を裏面のとおり取りまとめましたので、「墜落・転落」「熱中症」災害をはじめとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

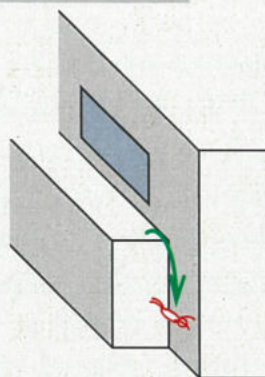
建設業の死亡災害：墜落等



業種：土木工事業
職種等：とび工
(20歳代)
事故の型：おぼれ
起因物：はしご等
経験年数：
1年以上5年未満

橋梁塗替工事において、工事に使用するつり足場の組立て作業を行うため、補修を行う橋梁に取り付けられていた昇降はしごを降りていたところ、橋梁から約10メートル下の海面に墜落し、溺死したものの。

昇降時に墜落制止用器具を使用しておらず、ライフジャケットは未着用であった。



業種：その他の工事業
職種等：防水工
(50歳代)
事故の型：墜落転落
起因物：建築物
経験年数：
5年以上10年未満

建物の漏水工事のため屋上に接着シートを張付ける作業中、粘着シートの粘着面保護シートを剥がしながら屋上端部へ後ろ向きに移動していたところ、当該屋上端部から4m下の地面に墜落したものの。

屋上には手すり等はなく、墜落制止用器具や保護帽は未着用であった。

建設業：熱中症による死亡災害が3件発生！

「熱中症共通」 事故の型：高温・低温の物との接触 起因物：高温・低温環境

業種：建築工事業
職種等：とび工(40歳代)
経験年数：5年以上10年未満

現場で資材の片づけ等を行っていた作業者が熱中症により亡くなったもの。

業種：建築工事業
職種等：とび工(50歳代)
経験年数：30年以上

断熱材の養生撤去作業に従事していた被災者が熱中症により亡くなったもの。

業種：土木工事業
職種等：オペレーター(60歳代)
経験年数：30年以上

熱中症による体調不良を訴えていた被災者が休憩後、立ち上がった際に転倒し、頭部を負傷したものの。翌日搬送先で亡くなった。

建設業における労働災害防止対策の徹底について(緊急要請)

1. 死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行うとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。

2. 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

※ 日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。

※ リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

3. 墜落・転落災害防止対策の徹底

高所作業において、有効な作業床の設置や、作業床の端・開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の使用等、墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。

※ 死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

※ 墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

※ 設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。

※ 適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

4. 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

(1) 安全衛生ルールが掲示等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。

(2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）に対して支援が的確に行われていること。

(3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等、安全衛生意識の向上が図られていること。

※ 作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。

※ 元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。

5. 熱中症予防対策として暑さ指数に基づく管理及び状況に応じた休息

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です（別添リーフレット参照）。

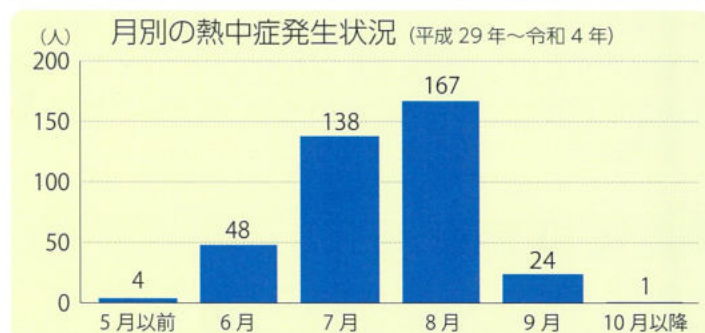
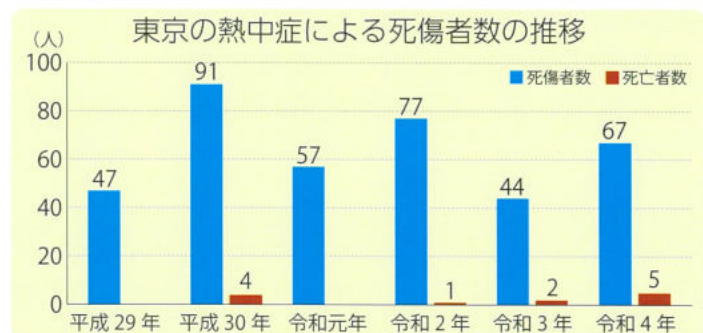
職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています（令和5年2月1日現在）。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



令和4年に発生した熱中症の発生事例（東京）

（参考）気温は、東京管区气象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月 時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月 15時	ビルメンテ ナンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けない・けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月 11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月 17時	陸上貨物 運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月 15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月 17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

I度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
II度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下
III度	意識障害、小脳症状（ふらつき）、けいれん発作（ひきつけ）

小
↓
大
重症度



4 月中に実施しましょう



WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

作業計画の策定等

設備対策・休憩場所の確保の検討

服装等の検討

教育研修の実施

労働衛生管理体制の確立

発症時・緊急時の措置の確認と周知

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。（梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意）
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。（身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討）

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。（労働者からの申出も促す）

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて（緩めて）、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度） ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO” の下、

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」を

キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



ロゴマーク

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

- ◎死亡災害： ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- ◎死傷災害： ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高齢労働者への労働災害防止対策の推進

- 転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- 社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- 60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

○業種別の労働災害防止対策の推進

- 建設業における死者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止期間と比較して、2023年から2027までの5年間で、5%以上減少させる。
- 熱中症による死者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

○本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。

○都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策

⇒ 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。

○「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

⇒ “SafeWorkTOKYO” のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

アウトプット指標

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業場において実施する事項を定めたもの



アウトカム指標

アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

トップによる安全衛生方針の発信を
願います！！

設定した指標を達成
するため、適宜、検
証を行っていきま

アウトカム指標（期待される結果）

基本的考え方

アウトプット指標(事業場が実施する事項)

東京労働局の重点実施事項(取り組むこと)

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ・骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)などの研究結果の周知
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発
- ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進

○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。

- ・トラックからの荷の積み卸し作業における墜落・転落防止対策の充実強化を内容とする、改正労働安全衛生規則の周知・指導
- ・荷役作業の安全ガイドラインの周知徹底及び荷主事業者対策の取組

- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・機能安全を通じて、現場の作業者が被災するリスクを低減させる取組の推進

○労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組の支援
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組の推進
- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識の啓発

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象外で、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・化学物質管理者等の育成支援のため、化学物質管理者講習会(法定及び法定外)のテキスト等の周知
- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計使用の徹底
- ・熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導